

～飲食店を営業されている皆様へ～ (法令改正のお知らせ)

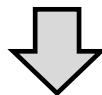
平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市における大規模な火災を受けて、飲食店に対する消防法令が改正されました。

これにより、今まで消防法令で消火器設置の義務がなかった延べ面積150㎡未満の小規模な飲食店にも、平成31年10月1日からは、消火器の設置が必要になります。

消火器の設置が必要となる飲食店

改正前（平成31年9月30日まで）

延べ面積 150㎡以上で設置が必要



改正後（平成31年10月1日以降）

- ①火を使用する設備または器具のある飲食店 規模にかかわらず設置が必要 ※
- ②火を使用する設備または器具のない飲食店 延べ面積150㎡以上で設置が必要

※ただし、次の装置等が設置されている場合は、延べ面積150㎡以上から設置が必要になります。

・調理油過熱防止装置

鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置

・自動消火装置

厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置

・圧力感知安全装置（カセットコンロ）

過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にボンベを外す装置

調理油過熱防止装置

次のマークがついています。



都市ガス

LPガス



※消火器設置義務対象施設においては、定期的な点検及び消防署への報告が必要になります。

消防法令の改正は平成31年10月1日に施行されます。
それまでに消火器具の設置をお願いします。

お問い合わせ 人吉下球磨消防組合消防本部 予防課
Tel.0966-22-5469 (233)